

## 【政治改革（政治資金問題）についてのおざき正直の主張】

現在、政治資金に関する法律の改革をしっかりと進めるため、自民党、そして公明党で下記の方角で改革を実施しようとしています。

一つ目は、政治家が「秘書がやった」という言い逃れができないようにすることです。政治資金の収支報告書を提出する際には、政治家本人に確認をさせ、「確認しました」という一筆を入れる、ということが、今回、法律で義務づけられることとなりました。「私は知りません」とは言えない仕組みを作る、これが一つ目です。

二つ目が、透明性を具体的に確保するための仕組みの構築です。再び不正が起こらぬよう「政治資金は金融機関の口座で管理をする」ことを法的義務とすることとしました。これにより政治資金の出入りの跡が残るようになります。法律違反の場合は、「公民権剥奪」となり、「議員辞職」かつ「5年間立候補不可能」という罰を受けることとなります。これが二つ目です。

三つ目、政策活動費は将来的な廃止も念頭にその在り方や、透明性の確保について、さらに検討を進めてまいります。

そして四つ目は、第三者の監査機関の設置です。行政は、お金の出入りについて、第三者の監査機関が常にチェックをし、不正が起こらないか確認しております。これと同じような仕組みを構築し、第三者の監査機関を設け、しっかりとチェックできる仕組みを検討してまいります。

最後に五つ目は、上記四つの仕組みを導入した上でなお、不当な資金があった場合には、これを事実上没収する、国に返させるという仕組みを設けようとしています。これを可能とするには、法律の前提を一部改正しなければなりません。そのための法改正を前国会で実施いたしました。

上記の仕組みで「政治家本人が言い逃れできない」「自分で責任をとらざるを得ず」さらに、「透明性を具体的に確保」し、そして「不当な経済的利得を得させない」。このような方角で改革を実施しようとしており、約7割方は既に法改正、もしくは党則改正が実施されました。残りの約3割を最後にやり抜いていかねばなりません。

これらのことを今回の選挙で皆様にお約束をさせていただきます。「自民党の中から自民党を改革する」ということ、ぜひ、やらせていただきたいと考えております。